

【オーストラリア】2019年対テロリズム（暫定入国拒否命令）法

海外立法情報調査室 原田 久義

* 国外においてテロ活動及びその支援等を行ったオーストラリア国民に対し、入国拒否命令を発令する権限及び帰国許可を発行する権限を内務大臣に付与する法律が2019年7月30日に制定された。

1 目的・背景

オーストラリアでは2012年以降、シリア又はイラクの紛争地域に約230人が渡航し、そのうち約80人は現在もテロ支援活動を続けているとされ、それらの者の近い将来における帰国が、国家安全保障上の懸案となっていた¹。2014年以降、連邦政府はそうした懸案に対し、「2014年対テロリズム法改正（海外の戦士）法」（2014年法律第116号）²、「2014年対テロリズム法改正法（第1号）」（2014年法律第134号）³、「2015年オーストラリア市民権改正（オーストラリアへの忠誠）法」（2015年法律第166号）⁴の制定を始めとして、様々なテロ対策措置を講じてきており、その一環として2019年7月30日、「2019年対テロリズム（暫定入国拒否命令）法」（2019年法律第53号）⁵（以下「入国拒否法」）が制定された（同日施行）。

「入国拒否法」の目的は次の2つの権限を内務大臣（以下「大臣」）に付与することである。

- ・暫定入国拒否命令：大臣は、海外に在り、オーストラリアへ帰国しようとする14歳以上のオーストラリア国民に対し、1度に2年までの入国拒否を命ずることができる。
- ・帰国許可（return permit）：大臣は、その者のオーストラリアへの入国に際し、再入国後最長12か月間従わなければならない条件を課すことができる。

2 「入国拒否法」の主な規定

「入国拒否法」は全3章31か条（第1章「通則」（第1条～第7条）、第2章「暫定入国拒否命令及び帰国許可」（第8条～第22条）、第3章「他の事項」（第23条～第31条））から成り、主な規定は第2章に置かれている。

（1）暫定入国拒否命令が発令された場合のオーストラリアへの入国禁止等（第8条～第9条）

その者に対し暫定入国拒否命令が発令され、及びその者がオーストラリアへ入国した場合、2年間の禁固刑に処す。また、ある者が、暫定入国拒否命令が発令された者による船舶又は航空機の使用を認めた場合、2年間の禁固刑に処す。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019年12月4日である。

¹ Peter Dutton, “Second reading speech: Counter-Terrorism (Temporary Exclusion Orders) Bill 2019,” House of Representatives, *Debates*, July 4, 2019, p.297. <https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/genpdf/chamber/hansardr/ce759aa1-47bf-467d-a58b-3bf640990032/0105/hansard_frag.pdf;fileType=application%2Fpdf>

² Counter-Terrorism Legislation Amendment (Foreign Fighters) Act 2014, No.116, 2014 <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2015C00568>>

³ Counter-Terrorism Legislation Amendment Act (No. 1) 2014, No.134, 2014 <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2014A00134>>

⁴ Australian Citizenship Amendment (Allegiance to Australia) Act 2015, No.166, 2015 <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2015A00166>>

⁵ Counter-Terrorism (Temporary Exclusion Orders) Act 2019, No.53, 2019 <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2019A00053>>

(2) 暫定入国拒否命令の発令 (第 10 条)

大臣が暫定入国拒否命令を発令することができるのは、①オーストラリア国外に在り、②オーストラリア国民で、③14 歳以上、かつ、④その者に関して帰国許可が発行されていない者に対してである。大臣は、その者に対する当該命令が、①テロ行為、②リストに記載されたテロ組織が提供する又は当該組織とともに参加するトレーニング、③テロ行為の支援又は準備の提供、④1995 年刑法典 (1995 年法律第 12 号) ⁶第 102 条第 1 項(1)号(a)に定義されたテロ組織の活動を助長する支援又は物資の提供について、その防止に資すると合理的理由により考えられる場合を除き、当該命令を発令してはならない。

(3) 暫定入国拒否命令の審査 (第 13 条)

大臣は、ある者に関する暫定入国拒否命令を決定した直後に、当該命令の決定について審査当局 (reviewing authority) ⁷に照会しなければならない。照会には、当該命令の決定理由の書面による報告及び当該命令の決定に至る全ての証拠を含めなければならない。審査当局は、合理的に実行可能な限り速やかに、当該命令の決定に、①不適切な権限の履行、②不正行為による誘導又は影響、③大臣が当該命令を決定するための証拠があったか否かを審査しなければならない。審査当局が①～③に照らして当該命令の決定を不当と判断した場合、当該命令は発令されない。

(4) 帰国許可の発行 (第 15 条)

大臣は、ある者に関する暫定入国拒否命令が発令されている場合において、その者若しくは代理の者による申請があったとき、又はその者がオーストラリアへの国外退去若しくは送還を命じられたとき、帰国許可を発行することができる。また、大臣が適切と判断するときにも、当該命令を受けた者に対して帰国許可を発行することができる。

(5) 帰国許可に関する条件 (第 16 条)

大臣は、帰国許可の発行を受けた者に対して、帰国許可発行後最長 12 か月間、次表に掲げる 1 又は複数の条件を課すことができる。

表 帰国許可発行後の通知の条件

通知事項等	必要な行動	通知が必要な時間
主たる居住地	指定された者又は団体への通知	なし
勤務地	指定された者又は団体への通知	なし
教育を受ける場所	指定された者又は団体への通知	なし
主たる居住地、勤務地、教育を受ける場所の変更	指定された者又は団体への通知	変更後 24 時間以内
指定された個人とのあらゆる接触 (オーストラリア国内又は国外)	指定された者又は団体への通知	変更後 24 時間以内
居住地外の州又は特別自治区への移動の意図	指定された者又は団体への通知	許可に記載された時間
オーストラリア国外への移動の意図	指定された者又は団体への通知	許可に記載された時間
通信又は他の技術の指定された形式のアクセス若しくは使用又はその意図	指定された者又は団体への通知及び / 又は特定の者又は団体への特定のサービス、アカウント又は機器を識別するための十分な情報の提供	許可に記載された時間
オーストラリア渡航文書取得のための申請の意図	指定された者又は団体への通知	許可に記載された時間

(出典) 「入国拒否法」第 16 条を基に筆者作成。

⁶ Criminal Code Act 1995, No.12, 1995 <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2019C00301>> 第 102 条第 1 項(1)号(a) は、テロ組織を、直接的又は間接的にテロ行為を実行し、準備し、計画し、支援し、又は助長する組織と定義する。

⁷ 元高等裁判所判事等、退官した判事の中から司法長官が任命する。